

仕 様 書

1 業務名

久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店運営業務

2 対象施設

(1) 名称 久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町 2

(3) 施設概要

ア) 面 積 食堂床面積 166.4 m²

厨房床面積 約 100 m²

売店床面 6 m²

イ) 収容人員 約 108 人 (設置座席数 72 席)

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

4 営業日数及び提供予定数量等

(1) 営業日数等

【年間】開催数 : 2 1 節程度

営業日数 : 8 5 日程度 (前検日及び開催日)

開催区分等		開催数	営業日数	年間
記念競輪 G III	通常	1 節	5 日 (前検 1 日 + 開催 4 日)	5 日
F I	ナイター	7 節	4 日 (前検 1 日 + 開催 3 日)	28 日
F II		6 節		24 日
F II ミッドナイト (9 R 制)	ミッドナイト	4 節		16 日
F II ミッドナイト (7 R 制)		3 節		12 日

※開催は不定期であり、制度改正や日程調整等によって日数や参加選手数が変動する
場合がある。また、年度により、G III ナイターや F I ・ II の通常開催が実施される場
合がある。

※久留米競輪場は、メインスタンドや選手宿舍等の建て替えを行う再整備事業を進め
ており、工事の進行状況等によっては本契約期間内に食堂及び売店が新施設へ移動
になる場合がある。

(2) 提供予定数量等

		通常 ※記念GⅢ	ナイター	ミッドナイト
前検日	昼食	○	○	
	夕食	○	○	○
1日目	朝食	○	○	○
	昼食	○	○	○
	軽食		○	
	夕食	○	○	○
	夜食			○
2日目	朝食	○	○	○
	昼食	○	○	○
	軽食		○	
	夕食	○	○	○
	夜食			○
3日目	朝食	○	○	○
	昼食	○	○	○
	軽食		○	
	夕食	○		○
	夜食			
4日目 (記念)	朝食	○		
	昼食	○		

※ガールズ開催の場合、女子選手は分宿になるため、以下の女子選手の食事については不要となる。

①ナイター:1～3日目の朝食

②ミッドナイト:1～3日目の朝食、昼食、夜食

上記各食代金を選手1人あたりの単価より差引いて請求するものとする。

<通常開催 ※記念GⅢ> 108名(9車立て×12レース)

内容	予定数量
朝食	432
昼食	540
夕食	432

<FⅠナイター> 84名(7車立て×12レース)

内容	予定数量
朝食	252
昼食	336
軽食	252
夕食	252

<FⅡナイター> 77名(7車立て×11レース)

内容	予定数量
朝食	231
昼食	308
軽食	231
夕食	231

<ミッドナイト(9R制)> 63名(7車立て×9レース)

内容	予定数量
朝食	189
昼食	189
夕食	252
夜食	126

＜ミッドナイト（7R制）＞ 49名（7車立て×7レース）

内容	予定数量
朝食	147
昼食	147
夕食	196
夜食	98

5 業務内容

（１）受注者は、発注者の指示に従い、朝食、昼食及び夕食に加え、ナイター開催の場合は軽食、ミッドナイト開催の場合は夜食を調理し、選手に供する給食業務を行うこととし、給食の提供について朝食、夜食はバイキング方式、それ以外はフルサービス方式を基本とする。受注者は、選手等に対して十分な給食の提供ができるよう努めるとともに、調理師・従業員等を適切に配置するものとする。

（２）参加選手のほか公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）職員、記者、発注者等に対しても、希望があれば有償で食事を提供すること。なお、記者に提供した食事に関する費用等については、発生した実費を委託料と併せて発注者へ請求すること。また、単発レース等の開催に伴い、予定の参加選手以外の選手に給食を提供する必要がある場合は、発注者の指示に従い、発注者の経費負担で別途食事を提供すること。

（３）年間４節、地場産の季節の果物を発注者の経費負担で別途提供すること。季節の果物は、昼食時と夕食時に提供するものとし、提供時期、提供する果物、及び金額等については、発注者と都度協議するものとする。

（４）食事内容及びその他給食に関する業務において、発注者やJKA等の指示に従うこと。

（５）食事の提供時間等については、別紙１「日課時限表」に定められた時間で提供すること。なお、日課時限表については制度変更や運用変更等によって変更する場合がある。

（６）久留米競輪場では通常（記念GⅢ）開催及びナイター開催、ミッドナイト開催を実施しているが、開催状況の変更等により現在は実施していないモーニングやFグレードの通常開催、GⅢナイター等の開催を新たに実施する場合は、それに対応すること。

（７）別紙２「業務分担表」及び別紙３「経費分担表」に基づき、適切に対応すること。

（８）受注者は、発注者の指示に従い、宿舍売店において選手に日用品、飲食物等を販売する販売業務を受注すること。ただし、受注者は受注した販売業務を第三者に代行させてはならない。

（９）売店の営業時間は、別紙１「日課時限表」に定められた時間とすること。

（１０）選手の買い物希望物を購入し、選手に引き渡すこと。なお、代金については選手負担とする。

（１１）選手が衣類等のクリーニングを希望するときは、受付、クリーニング業者への引渡し・引取り、選手への返還を迅速かつ適切に行うこと。なお、代金については選手負担とするが、受注者がクリーニング引渡し・引取り等にかかる手数料を選手に請

求することができる。なお、手数料の額については、実績数、費用等を勘案し発注者と受注者と協議のうえ決めるものとする。

(12) J K Aおよび委託清掃業者等の選手宿舍食堂及び売店運営業務に密接に関わる関係者と調整を適切に行い業務の遂行をすること。

(13) 発注者が実施する消防訓練等に、発注者より参加の要請があった場合は、受注者の費用において参加すること。

(14) 受注者は、設備等の維持管理および契約履行の確認等のため発注者及び発注者が指定した者の立入を拒んではならない。また、受注者は発注者から選手宿舍食堂及び売店運営業務に関わる帳簿、記録およびその他の情報の開示を求められた場合は、業務に関わる範囲において応じなければならない。

(15) 天候その他やむを得ない事由により市営競輪の開催が中止または順延した場合には、それに対応すること。

(16) 受注者が変更になった場合は、新たな受注者への業務引継ぎを受注者の負担により誠実かつ適切に行うこと。

(17) 業務従事者のうち正規職員1名を業務遂行上の責任者として定め、発注者との連絡調整のほか、調理及び衛生管理等の業務従事者の指揮監督を行うとともに、業務中の火災、盗難、事故等が起らないようにすること。

また、正規職員のうち1名を業務副責任者として定め、業務責任者に事故等があるときはその任に当たらせること。

6 施設および厨房設備

(1) 発注者は、別紙4「久留米競輪場選手宿舍厨房設備一覧」および別紙5「厨房内配置図」にある調理設備等の他、現にある什器等を無償にて貸与する。施設の所在地および構造については、別紙6-1「久留米競輪場選手宿舍位置図」等を参照のこと。

(2) 受注者は、前項の物件を使用するときは、善良なる注意義務を持って取り扱い、受注者の責に帰すべき理由により毀損又は滅失したときは、受注者の負担により補償しなければならない。

(3) 厨房設備について受注者の負担において追加措置等を行う場合は、事前に発注者と協議を行い追加措置等の許可を得ること。また、契約期間満了後は、受注者が設置等を行った厨房設備等については、受注者の負担により速やかに原状回復するものとする。

7 業務分担および経費分担

(1) 業務分担

別紙2「業務分担表」に基づき、発注者及び受注者が業務を分担する。

(2) 経費分担

別紙3「経費分担表」に基づき、発注者及び受注者が経費を分担する。

なお、選手宿舍建物、電気設備、空調設備、給排水及び都市ガス設備、給湯ボイラー設備、消防設備等は発注者の負担とする。

8 品質・衛生の管理

- (1) 選手1人当たり、1日3食に摂取する栄養価については3,600キロカロリーを目安とすること。
- (2) 毎年6月から9月までの期間は、生もの（刺身・貝類・生卵等）については提供を禁止する。
- (3) 受注者は、常に新鮮な材料を用いて調理し、また給食の品質に留意し、選手の競走に支障がないよう努めなければならない。
- (4) 受注者は、保健所の指示等に従うとともに衛生関係法規・マニュアルを厳守し、保健衛生等に留意して食中毒及び伝染病等の予防に努めなければならない。また、常に厨房、食堂その他の環境及び器具の清潔整頓に努めなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の雇用する従業員に清潔な被服（衣類、髪覆い（帽子）等）を着用させ、調理従事者の定期的な検便・健康診断を実施しなければならない。
- (6) 受注者は、販売品の衛生管理に留意しなければならない。
- (7) 受注者は、公衆衛生上不適当な従業員を業務に従事させてはならない。

9 禁止事項等

- (1) 受注者は、自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動しなければならない。
- (2) 受注者は、受注者の雇用する従業員が自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動するよう指導監督しなければならない。
- (3) 受注者は、本条第1項及び第2項の具体的事項について、別紙『久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店運営業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）』に記載する禁止事項を厳守しなければならない。
- (4) 受注者は、従業員及び取引業者以外の者を久留米競輪場選手宿舍内に入出入りさせてはならない。

10 その他留意事項

- (1) 業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) その他、この仕様書に明示がない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定することとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。